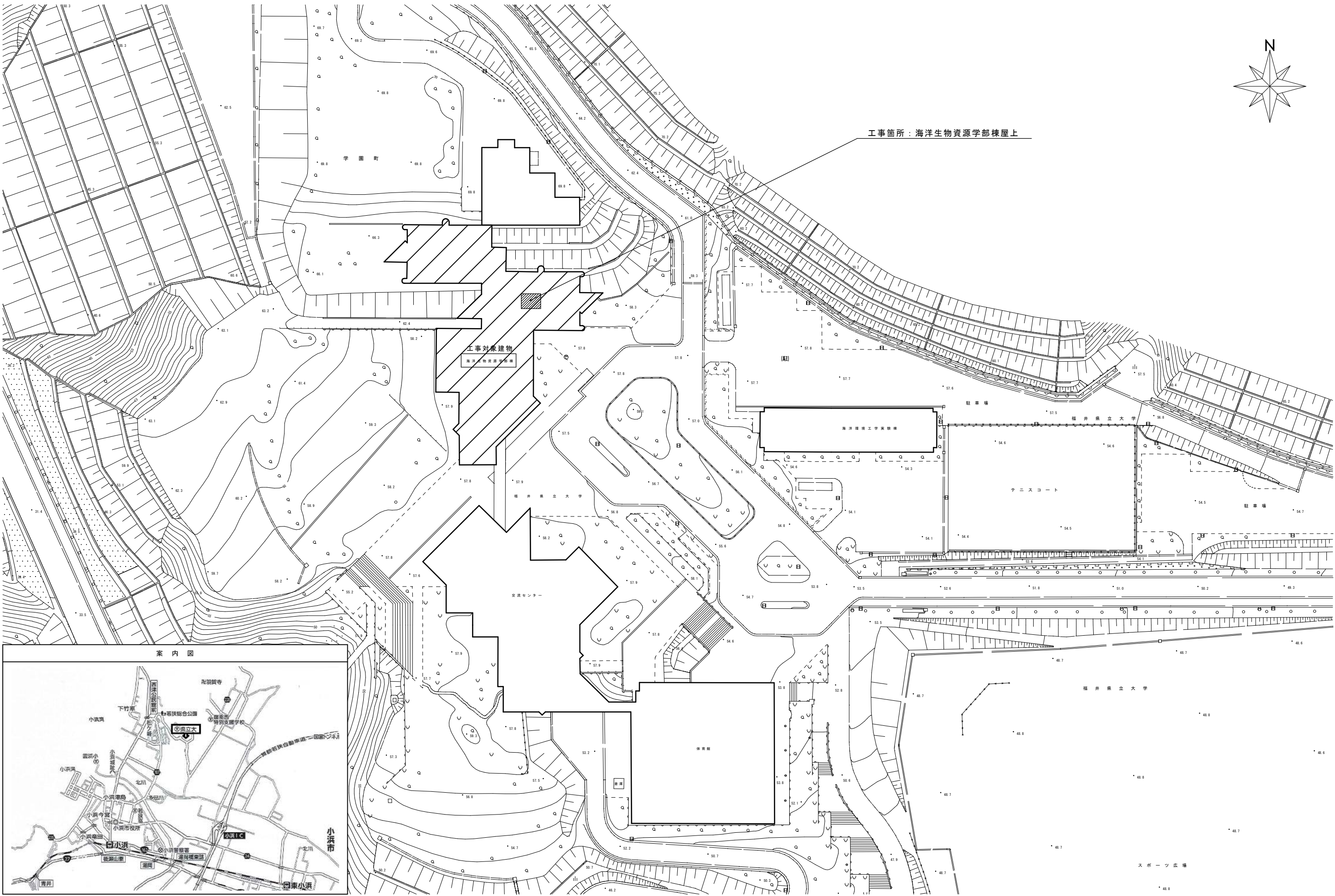


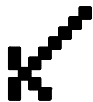
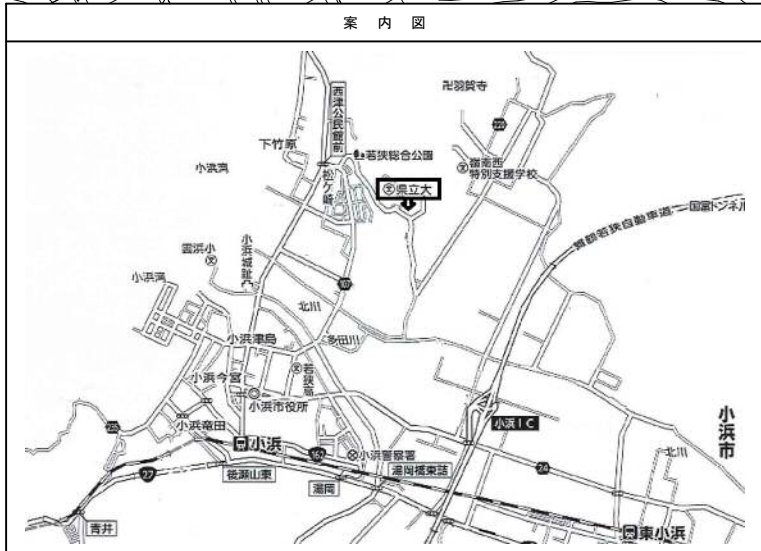
海洋生物資源学部棟P 2レベル実験室 空調用チラーユニット更新工事

平成30年7月

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
1 / 3	配置図	1/ 500
2 / 3	機械設備工事特記仕様書	Non Scale
3 / 3	改修前・後 屋上機械配置、系統図（P 3レベル実験室系統）	1/ 50



案内図



京福コンサルタント株式会社
福井県小浜市多田11号2番地1 TEL : (0770) 56-2345
一級建築士事務所 福井県知事登録いー871号
一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎 洋孝

平成30年7月

工事名称 海洋生物資源学部棟P2レベル実験室
空調用チャユニット更新工事
図面名称 配置図

縮尺 1/500
図面番号 1/3

機 械 工 事 特 記 仕 様 書

I. 工 事 概 要

1. 工 事 場 所

小浜市 学園町 地保

2. 建 物 概 要

棟 名 称	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	消防法施行令 別 表 第 一	備 考
A： 海洋生物資源学部棟		7 階建		7 項	
B：					
C：					
D：					

3. 工事種目（○印を付けたものを適用する。）

棟別および屋外 工 事 種 目	A	B	C	D	屋 外
1. 空気調和工事	○				
2. 冷暖房工事					
3. 換気工事					
4. 自動制御工事					
5. 衛生器具工事					
6. 給水工事					
7. 排水工事					
8. 給湯工事					
9. 消火工事					
10. ガス工事					
11. し原浄化槽工事					
12.					

4. 別契約の関連工事

(1) 建築関係工事（

）

(2) 電気関係工事（

）

(3) 空調関係工事（

）

(4) 給排水関係工事（

）

(5) その他工事（

）

II. 工 事 仕 様

1. 共 通 仕 様

(1) 現場説明書、特記仕様書、設計図面に記載がない事項は、国土交通省大臣官庁営繕部監修の平成28年版公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）および標準図、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という）による。

(2) 本工事に含まれる電気工事および建築工事に関することは、同上電気および建築工事の共通仕様書ならびに標準図を適用する。

2. 特 記 仕 様

(1) 章および項目は、○印のついたものを適用する。

(2) 特記事項中選択するものは、◎印 および ※ 印を付けたものを適用する。

章

項 目

特 記 事 項

① 一般事項

①既成工期

現場説明書による。

②施工条件

現場説明書による。

③事務処理

福井県営繕工事監督事務処理要領（福井県土木部営繕課制定）による。

④定公差への手続き

官公署等への諸手続および費用は請負業者の負担とする。

⑤機材の品質・性能

本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの、または同等のものとする。
ただし、同等のものとする場合は監督職員の承諾を受ける。また、「評価名簿等による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官庁営繕部監修の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」とおよび福井県工業技術センター、福井県営対策・建設技術研究所で評価されたものとする。

⑥機材の検査・試験

共通仕様書第1編1.4.4および1.4.5によるほか下表による。

機材名	検査・試験項目

ただし、次のものについては省略できる。
(ア) J I S、H A S S等の規格品。
(イ) 建設現場での試験が困難なもので、あらかじめ監督職員の承諾を受けて、製造者が行った試験成績書を提出できるもの。
(ウ) 公約機関での試験成績書または合格書を提出できるもの。
(エ) 評価名簿等によるもの。

⑦技術検査

監督職員の指示による。

⑧施工体制の確保

建設業法によるほか、下記により工事現場における適正な施工体制の確保を図る。

(1) 提出書類

(ア) 工体制台帳および施工体系図の写し(下請契約の請負代金総額が3,000万円以上の工事)
(イ) 工事担当技術者台帳の写し(工事請負代金額が2,500万円以上の工事)
監理技術者および主任技術者（下請負を含む）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載し、施工体制台帳または施工計画書に添付する。
(ウ) 工事元請・下請関係者届出書（全ての工事）
該当なき場合はその旨を記入し提出する。

(2) 工事実績情報の登録（工事請負代金額が2,500万円以上の工事）
工事受注時、変更時および完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、あらかじめ監督職員の確認を受けたうえで期限内に登録を行う。また、登録されることを証明する資料を監督職員に提出する。

(3) 名札の着用
監理技術者および主任技術者（下請負を含む）は、工事現場内において顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が記載された名札を着用する。

⑨主任技術者等

・管工事施工管理技士〔1級◎2級〕・技術士〔〕

10. 技術士の適用

下記について適用する（1種）

・配管（建築配管作業）・熱熱線施工（保温保冷工事）・建築板金（ダクト板金作業）
・冷凍空気調和機器施工・厨房設備施工

・適用する◎適用しない

⑪電気保安技術者

⑫環境への配慮

(1) 排出ガス対策型建設機械の使用
「排出ガス対策型建設機械指定要領」（建設省）の指定機械を使用するよう努力する。

(2) 発生材の処理

・発注者への引渡し〔〕
・特別管理産業廃棄物〔〕
・現場での再利用〔〕
※再 資 源 化〔※コンクリート塊 ※アスファルト塊 ※建設発生木材 ※建設発生土

前記以外の発生材は構外搬出とし、廃棄物の処理および清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、建設副産物適正処理要綱に従って適切に処理し、監督職員に報告する。

⑬ 工事写真

⑭ 完成時の提出図書等

⑮ 施工図等の取扱

16. 県産品の活用

⑰ そ の 他

(3) 再生資源の利用
※再生クラッシャーラン ※再生アスファルト含材
その他リサイクル認定品等のリサイクル製品を積極的に使用すること。

(4) 提出書類

(ア) 再生資源利用（計画・実施）書
土砂を50m3以上、碎石、アスファルト混合物を使用する工事。
(イ) 再生資源利用促進（計画・実施）書
発生土を50m3以上あるいはコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設廃混合棄物を搬出する工事。
建設大臣官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第2版)建築設備編」によるほか、下記のとおりとする。

提出時期	種 別	撮影枚数	提出部数	備 考
着工時	カラー・サービス版	必要枚数	1 部(A4)	ネガは請負業者管理(5年間) (電子画像としてもよい)
施工中	カラー・サービス版	必要枚数	1 部(A4)	
完成時	カラー・サービス版	必要枚数	1 部	ネガも提出のこと
	電子画像	上記枚数	1 部	MO、CD-R等の記録媒体

(1) 提出する図書の種類・部数

区 分	種 類	原 図 (A 1)	縮小原図 (A 1)	マイクロ フィルム (A 3)	製 本	提出時期
・ 原設計図	—	1 部	1 部	—	—	—
	・ 計 算 書	1 部	—	1 部	—	—
	・ 変更設計図	1 部	1 部	1 部	—	変更時
	・ 完 成 図	1 部	1 部	1 部	(注 2)	完成時
	・ 保全資料	—	—	—	3 部	完成時
・ 保守用工具	—	—	—	—	1 式	完成時

注 1 原因および縮小原因は施設毎に図面ホルダー、クリアホルダーに収納する。
2 完成図青焼き製本 A 2 版〔〕部、A 3 版 部を提出する。
3 C A Dにより完成図を作成した場合には、データをMO、CD-R等に記録し、提出する。(ファイル形式は任意。ただし、D X F形式で出力したものを添付する。)

(2) 完成図および保全資料の作成は共通仕様書1.7.1による他、監督職員の指示による。
(3) マイクロフィルムの作成は、「建築図面マイクロフィルム作成要領等」（福井県土木部営繕課制定）による。
施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
工事資材には極力県産品を活用するように努める。なお、「県産品使用実績報告書作成要領」（福井県土木部営繕課制定）に基づき、工事完成時に県産品仕様実績報告書を監督職員に提出する。

(1) 設計書のコピー
・設計図（A 2）の青焼きを〔3〕部作成する。内〔3〕部を製本し提出する。
・縮小図（A 3）の白焼きを〔3〕部を製本し、提出する。

(2) 公共事業労務費調査
対象工事となった場合（工期経過後も同様）には、調査票の記入等について必要な協力を行う。

⑱ 空気調和・冷暖房・自動制御工事

⑳ 方式

㉑ 熱 源

㉒ 機器仕様

㉓ 煙 道

㉔ ダクト

㉕ 風量測定口

㉖ チャンバー

㉗ ガンバー

㉘ 弁 類

㉙ 温度計・圧力計等

㉚ 保温および消音内貼り

㉛ 制御機器

㉜ 換気工事

㉝ 器具仕様

㉞ 大便器耐水カバー

㉟ 給 水 栓

㊱ 給水方式

㊲ 量 水 器

㊳ 量水器類

㊴ 弁 類

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・ステンレス製 (SUS304)・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕
(1) 工作物撤去後の補修は、〔・モルタル補修・〕とする。
(2) 既存コンクリート床等の配管貫通部穴明けは、ダイヤモンドカッターを使用し、復旧はモルタル補修とする。
電線およびケーブルの規格は、共通仕様書第4編2.4.1表4.2.12による。
工事区分表によるほか、機器の設置位置等取合いの検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

㊱ 給湯方式

㊲ 熱 源

㊳ 機器仕様

㊴ 煙 道

㊵ 放 流 先

㊶ 通気口材料

㊷ 満水試験継手

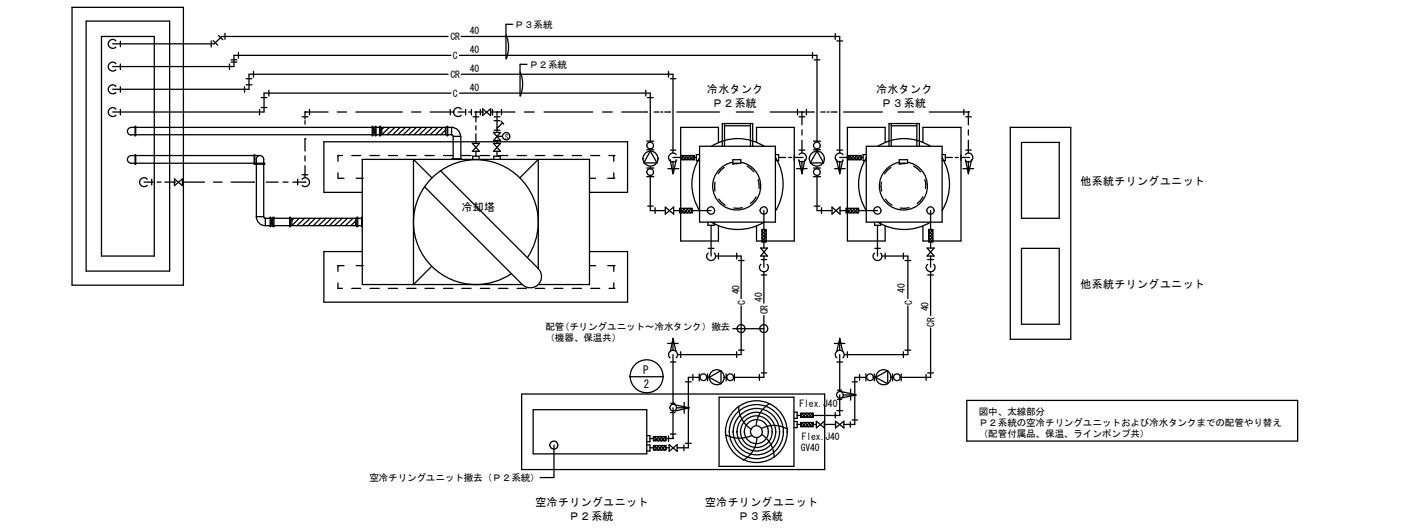
㊸ 樹 類

(3) 配管は原則として土間コンクリートより、吊りボルトにて吊り下げる。吊り間隔は屋内配管に準ずる。

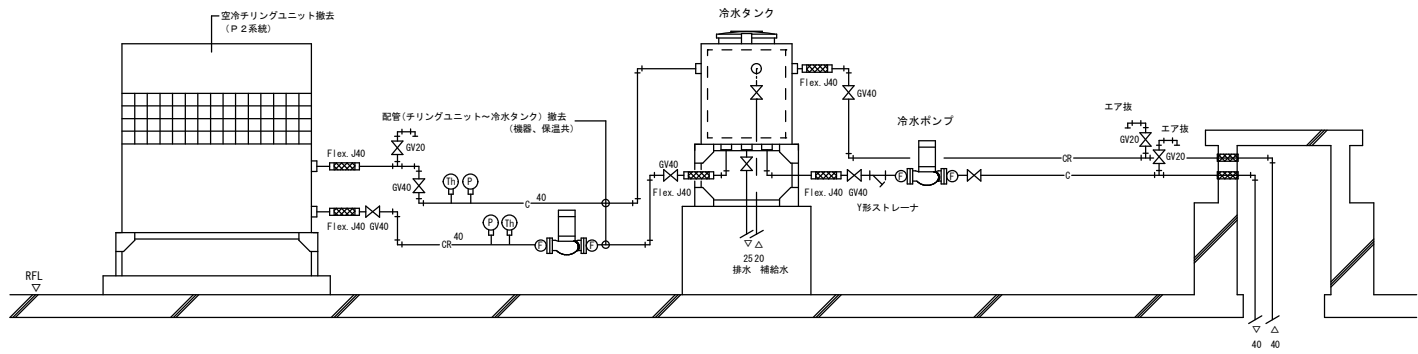
共通仕様書第2編によるほか下記による。
(ア) 共同溝の保温は、〔共通仕様書第2編の施工箇所〕を適用する。
(イ) 多湿箇所は下記の場所とする。
〔〕
(1) 設備関係屋以外の露出配管部分は全て塗装を行う。
(2) 図面に特記がない場合、機器および壁類は、製造者の標準仕様とする。

(1) 土中埋設の鋼管
防食プライマ塗布のうえ、ペトロラタム系防食テープを1ノ2重ね1回巻およびブラステックテープ1ノ2重ね1回巻を行う。
(2) 鋼管、ステンレス管、鉛管および鋼管等のコンクリート埋設および貫通部分
ブラステックテープ巻（1ノ2重ね1回巻）を行う。
・監督職員が指示する構内の場所に敷きならし・現場説明書による
(1) 配管、ダクトの支持金物・鋼製架台・機器付属金物
(ア) 一般部 ※S400 (JISによる)
(イ) 屋外部 ※S400 (JISによる)〔溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
屋外部のボルト、ナット材質は上記に準ずる。
(2) 屋外部分の鋼板製図または鋼板製プレート
・溶融亜鉛めっき処理・2種35・2種50〕・ステンレス製 (SUS304)
(3) 屋内部分で湿気、水気ある部分の

改修前

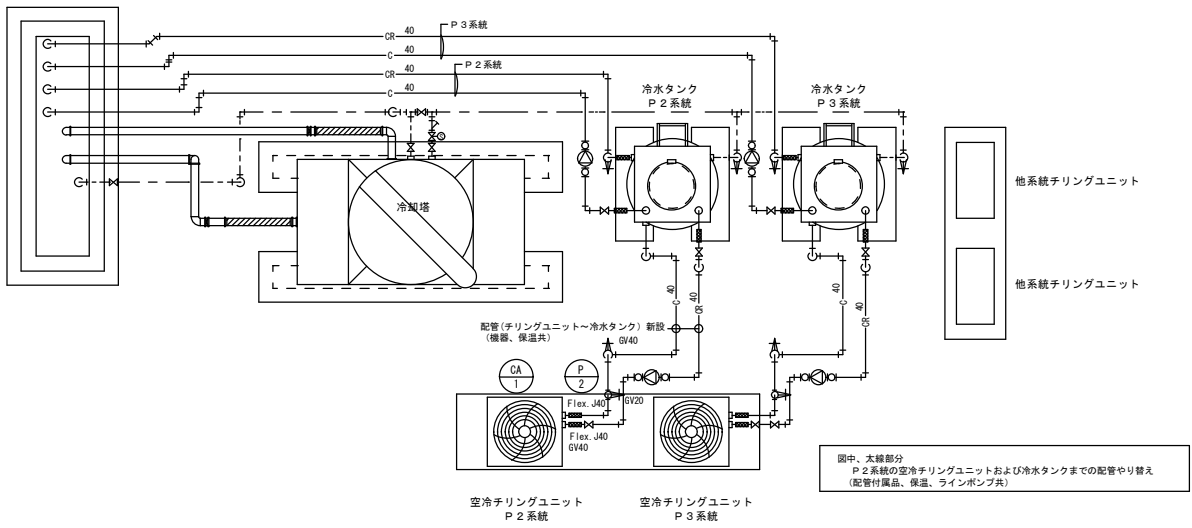


改修前 屋上機械配置図 (P 2 レベル実験室系統) S=1/ 50

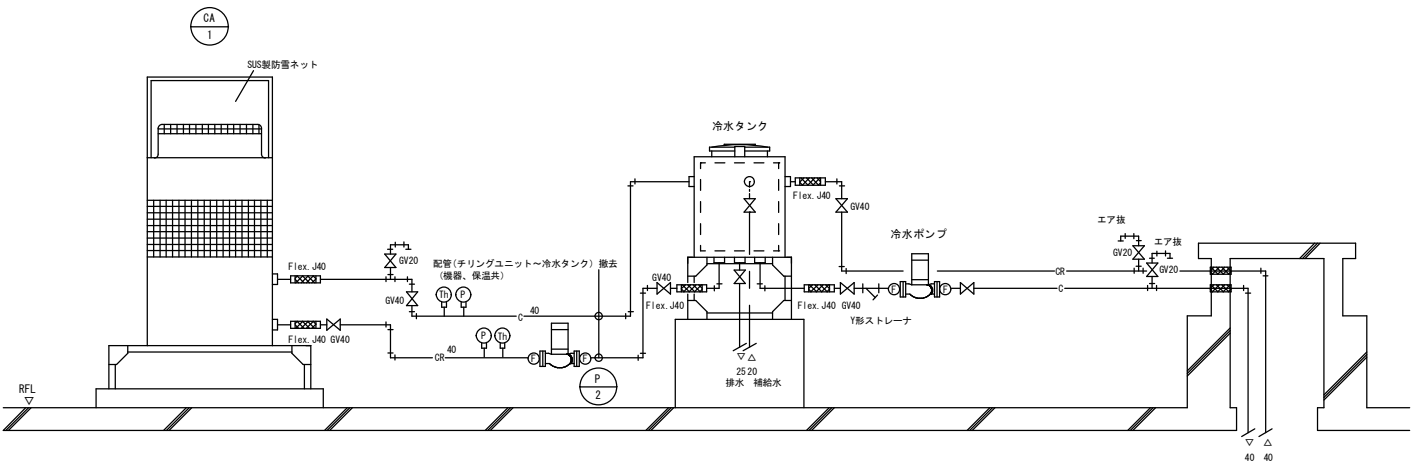


改修前 屋上機械系統図 (P 2 レベル実験室系統)

改修後



改修後 屋上機械配置図 (P 2 レベル実験室系統) S=1/ 50



改修後 屋上機械系統図 (P 2 レベル実験室系統)

空調設備機器表				註記	本表内、メーカー名、型番等は、参考とする。
記号	機器名称	メーカー	型番	仕様、能力、附属品等	数量
CA 1	空冷チリングユニット	三菱電機	MCA-P250C 重塩害仕様	冷却能力：25.0KW 冷水量：4.30m ³ /h	1
				消費電力：3φ200V 10.7KW	
				冷水出口温度：7℃（出入口温度差5℃）	
				外気温度 DB 35℃	
				SUS製防雪ネット、重鉛めっき架台（既存架台に設置用）	
P 2	ラインポンプ	川本ポンプ	PE2-326-0.25T	口径32A×711/2/分×9m×0.25kW	1
				電源電圧 3φ3W 220V 60Hz	



京福コンサルタント株式会社
福井県小浜市多田11号2番地1 TEL：(0770)56-2345
一級建築士事務所 福井県知事登録 第い-871号
一級建築士 国土交通大臣登録 第338447号 神崎 洋孝

平成 30 年 7 月

工事名称 海洋生物資源学部棟P2レベル実験室
空調用チラーユニット更新工事

図面名称 改修前・後 屋上機械配置、系統図
(P2レベル実験室系統)

縮尺

1/ 50

図面番号
3 / 3